

Title	随心院蔵『峯殿詠哥集』考
Author(s)	海野, 圭介
Citation	詞林. 2003, 34, p. 26-48
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67506">https://doi.org/10.18910/67506</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 随心院蔵『峯殿詠哥集』考

海野 圭介

藤原良経の後を継ぐ鎌倉中期歌壇の庇護者であった光明峯寺撰政九条道家（建久四年<sup>1193</sup>—建長四年<sup>1252</sup>）の家集の存在については、『夫木抄』所収の道家歌の詞書に「御集」と付記する例があり、その可能性が示唆されるが、現存の報告はない。

御集

光明峰寺入道撰政

はつせ山たにそはかけていたびさし下ふく風に梅の香ぞ  
する  
（夫木抄・卷三・春三・718）

『私家集伝本書目』（明治書院 昭40・10）に「光明峯寺殿百首（建保四年百首）一 鎌倉中期写、伝為家筆 書陵部 弘文荘 書目三〇」と記される、宮内庁書陵部蔵『道家百首』（503・244）（鎌倉期写 列帖装一冊）が、集成された道家歌としては広く知られた資料であるが、同本は、建保四年<sup>(1216)</sup>後鳥羽院百首の折の道家百首であり所謂家集ではない。

道家の集は、広く流布することはなく、早くに散逸したかと推測されるのであるが、後代に至り道家の詠歌を収集する

試みがなされている。標記の『峯殿詠哥集』と題する一本は、道家歌を諸歌集より抄出し一書となした他撰の私家集である。真言宗善通寺派大本山随心院（京都市山科区小野御霊町）に蔵される一本を知るのみで、現在のところ他に伝存を聞かない。収載和歌は総て他書にも載る既知のもので新出歌を含まないものの、他に道家の集が確認出来ない点、『峯殿詠哥集』を現蔵する随心院と撰家との関係をめぐって、その伝来に関心が寄せられる点等の理由により、小稿では、『峯殿詠哥集』の大略を紹介し、若干の考察を加えると共に、併せて全文の翻刻を行うこととした。

二

先ず、書誌的事項と本文の状態につき記しておきたい。

随心院蔵『峯殿詠哥集』（第155函11号）〔江戸前期〕写 一冊

袋綴。紺色表紙（27×20.5cm）、外題なし（表紙中央に題簽剥落の跡）。但し、中に剥落した題簽（金泥で水辺を描く金切箔押）

が挟み込まれており、「峯殿詠哥集」<sup>全</sup>と墨書される。料紙、楮紙。墨付33丁、首遊紙なし、尾遊紙3丁。每半葉10行、和歌一首2行書、字面高さ約2.4cm。見返しが剥がれており元來表紙裏に接着していた面の左肩に「峯殿詠哥集」と打ち付け書き。内題「峯殿詠哥集」。奥書・識語類なし。用字、漢字・平仮名。印記なし。

巻首の元來遊紙であつたと思われる一紙に次のように部立ごとの歌数が書付られている(一)内に現存歌数を示した。

春部 四十六首 (現存四十六首)

夏部 十六首 (現存十六首)

秋部 四十四首 (現存三十八首)

冬部 三十八首 (現存二十八首)

恋部 五十一首 (現存五十一首)

雑部 三十首 (現存二十首)

都合 貳百十六首 (現存百九十九首)

「都合」と記される総計自体に既に誤りがあり、記載される各部の歌数を合計すると計二百十五首となる。この書付がなされた時点では『峯殿詠哥集』は、二百十五首の和歌を取載していたと考えられるが、秋部と雑部に脱落があり、現存は百九十九首となる。

一箇所目の脱落は、墨付十二丁と十三丁の間で、十三丁表の第一首目が上句を脱しており十二丁裏に続かない。

建保五年九月家に秋三首哥よ

みけるに雲間雁を

068 夕されはいやとほさかり飛かりの

雲より雲にあとそきえゆく」(12丁裏)

……(脱丁)……

069 山のはつかにいつる月かけ

改装時の物理的な脱丁が想定されるが、現存の随心院本は、半葉におよそ三首から四首程度記されており、一丁を脱すると推測される。二箇所目の脱落は最末尾で、巻尾の一首が上句のみを記し丁を改めた先に書写されていたであろう下句を脱している。

題しらす

199 いたつらにきえかへりつゝ山川の」(32丁裏)

(以下白紙)

雑部の現存は二十首であり、巻首の書人に見える三十首との差の十首、恐らく二丁を脱落すると思われる。

また、十九丁裏に和歌の一部を欠き、「本ノマ」の注記を付す箇所がある。

寛喜元年女御入内

113 にほの海はこほらぬなみなかり」(19丁裏)

千里に澄る冬の夜の月

この注記は、随心院本の親本に欠く意(この場合、随心院本は『峯殿詠哥集』の原本ではなく、転写本となる)と、撰集資料に欠く意(この場合は随心院本は、原本・転写本両様の可能性が

残る)の両様に解釈できるが、何れとも決しがたい。

三

次に本書の撰集資料であるが、室町後期から江戸初頃に成立した二次の私撰集・他撰本私家集の撰集資料となる例が多く指摘されている『題林愚抄』『明題和歌全集』等の類題集ではなく、勅撰集と『夫木抄』からの抜粋を基幹に、他に四種の歌合を用いていると思われる。

勅撰集及び『夫木抄』を撰集資料とすることは、全編に亘り詞書の表記がほぼ一致することから確認できる。

例えば、次の七十四番・七十五番歌の例では、詞書と返歌の一致から『風雅集』を撰集資料とすると判断される。

貞永元年八月十日ころ中宮の女房いさなひて東山へ  
まかり侍けるに水に月のうつりてくまなかりければ  
風 せきいるゝ石まのみつのおかてのみやとかる月を袖にみるかな

返し

後堀河院民部卿典侍  
風同 たちかへる袖には月のしたふとも石まの水はあかぬたひ  
かな

貞永元年八月十日比、中宮女房いさなひて東山へまかり侍りけるに、水に月のうつりてくまなかりければ  
光明峰寺入道前撰政左大臣

せきいるるいしまの水のあかでのみやどかる月を袖にみるかな

返し

後堀河院民部卿典侍  
たちかへる袖には月のしたふともいしまの水はあかぬた  
びかな

(風雅集・卷十五・雑上・1563・1564)  
また、次は、詞書の一致から『夫木抄』を撰集資料とすると判断される例である。

貞永 七首哥合風前擣衣 判者定家卿

純千 ころもうつきぬたのをともたかまとのやまの木の葉に秋  
かせそふく

(峯殿詠哥集・秋・92)  
同歌は『夫木抄』の外に『続千載集』にも所収されるが、詞書が前者に一致している。

貞永七首歌合 風前擣衣 判者定家卿

光明峰寺入道撰政  
ころもうつきぬたのおともたかまどの山のこの葉に秋風  
ぞふく

(夫木抄・卷十四・秋五・7523)  
家に七首歌合し侍りけるに、風前擣衣

光明峰寺入道撰政左大臣  
衣うつきぬたの音もたかまどの山の木の葉に秋かせぞふ  
く

(続千載集・卷五・秋下・540)  
右記のような複数の歌集への入集が認められる和歌については、主として詞書の異同を基準に『峯殿詠哥集』の撰集資料を確認し、部立ことに採歌数を示したのが次頁の表1であ

計	撰集資料														部立				
	光明峯寺歌合	冬題歌合	右大臣家歌合	内裏百番歌合	夫木和歌抄	新統古今集	新後拾遺集	新拾遺集	新千載集	風雅集	続後拾遺集	続千載集	玉葉集	新後撰集		続拾遺集	続古今集	続後撰集	新勅撰集
46			2	19			3	2*	1	1				2	2	4	7	3	春
16			1	9				1				2							夏
38					16	1			2	1	2	3		2	5	2	4		秋
28		7		2	6			1	2*				2	1		2	1	4	冬
51	10		2	1	10	1	1	1				2	2	6	5	3	7		恋
20			1		9				2					1	2	2	1	2	雑
199	10	7	3	6	69	2	1	3	5	7	2	6	5	6	12	18	14	23	計

※「\*」を付した二箇所は贈答歌の返歌(他人詠各一首)を含む。

表1 部立・撰集資料別採歌数

る。総歌数百九十九首の内、百七十四首までが勅撰集と『夫木抄』を撰集資料とすると考えられるのであるが、それらのうち十四番歌・三十四番歌・八十八番・百二十六番歌の四首の撰集資料については、聊か注記を加えておきたい。  
十四番歌は『金槐集』に、百二十六番歌は『円明寺関白(実経)集』にも収載されるが、詞書の異同から『新後撰集』と『風雅集』を撰集資料とすると判断され、その作者名注記に従い採歌されたと思われる。

岡若菜を

わかなつむころもてぬれてかた岡のあしたのはらにあは雪ぞ  
雪そふる (峯殿詠哥集・春・14)

雪中若菜

わかなつむ衣手ぬれてかた岡のあしたのはらにあは雪ぞ  
ふる (金槐集・春・17)

岡若菜を

わかなつむ衣手ぬれてかた岡のあしたの原にあは雪ぞふる  
(新後撰集・巻一・春上・25)

雪のいみしく降りたりける朝慶政上人西山に住侍ける

庵室よみてつかはしける

風  
いかはかりふりつもるらんおもひやるこゝろのふかきみ  
ねのしら雪

かへし

たつねいるまことのみちのふかき山はつもれる雪のほと

もしられず

(峯殿詠哥集・冬・126・127)

雪朝、慶政上人のもとへつかはしける

いかばかりふりつもるらんおもひやは心もふかきみねの  
しらゆき

(円明寺関白集・69)

雪のいみじくふりたりけるあした、慶政上人西山に  
すみ侍りける庵室にのみてつかはしける

光明峰寺入道前撰政左大臣

いかばかりふりつもるらんおもひやる心もふかきみねの  
しら雪

返し

慶政上人

尋ねいりしまことのみちのふかき山はつもれる雪のほど  
もしられず

(風雅集・巻八・冬・829・830)

八十八番歌は、『夫木抄』を撰集資料とすると考えられるが、『夫木抄』の詞書には「建保四年百首」とあり、『峯殿詠哥集』の詞書の「建保三年内大臣家百首晝擣衣」とは異なる。同歌は、『建保四年道家百首』(49)にも所収されるため、『夫木抄』の記載の正しいことが確認されるのであるが、『峯殿詠哥集』が詞書を誤るのは、『夫木抄』において同歌の直前に配列される歌の詞書に「建保三年内大臣家百首、晝擣衣」とあり、『峯殿詠哥集』の参照した『夫木抄』が「あしひきの」歌の詞書「同四年百首」を欠いていたか、或いは、転写の際の目移り等によって、前歌の詞書「建保三年内大臣家百首晝擣衣」を誤記した可能性が高い。

建保三年内大臣家百首晝擣衣

あし引のあらしや四方にさむからんとをき山辺に衣うつ  
なり

(峯殿詠哥集・秋・88)

建保三年内大臣家百首、晝擣衣

大蔵卿有家卿

有明の月落ちかかるあしびぎのやまずもうつかあさのさ  
ごろも

同四年百首

光明峯寺入道撰政

あしびぎのあらしやよもにさむからんとほきやまべにこ  
ろもうつこゑ

(夫木抄・巻十四・秋五・5773・5774)

また、三十四番歌は、『新千載集』を撰集資料とすると考えられるが、同書では作者名に「法印長舜」と記され、『峯殿詠哥集』の撰集に当たり何らかの誤解があったと思われる。例えば、『新千載集』において「みれば又…」の一首に続く歌の作者は道家(「光明峰寺入道前撰政左大臣」)であり、これも目移りによる転写の誤りなどの可能性が想定される。

みればまたちらぬ心をやまさくら花にもいかておもひし  
らさむ

(峯殿詠哥集・春・34)

(題しらず)

法印長舜

みれば又ちらぬ心を山ざくら花にもいかで思ひしらせむ

光明峰寺入道前撰政左大臣

ゆふだたみ手向の山の桜花ぬさもとあへず春風ぞ吹く

(新千載集・巻二・春下・144・145)

勅撰集と『夫木抄』を撰集資料としない和歌については、次の四種の歌合からの採歌が想定される（「…」の下は『峯殿詠哥集』の歌番号）。

建保四年（1216）内裏百番歌合：20・38・50・101・117

建保五年（1217）九月右大臣家（道家家）歌合：142・161・189

建保五年冬題歌合：104・110

光明峯寺撰政家歌合（貞永元年<sup>1232</sup>）：129・138

『建保五年冬題歌合』と『光明峯寺撰政家歌合』を撰集資料とすると考えられる和歌は、前者は『峯殿詠哥集』冬部の冒頭付近に七首連続（建保五年冬題歌合）の歌番号で12・28・44・60・76・92・108、後者も『峯殿詠哥集』恋部冒頭に十首連続（『光明峯寺撰政家歌合』の歌番号で8・30・52・74・96・118・139・161・183・205）して配置されており、右記の資料より直接採歌されたと思われる。

『建保四年内裏百番歌合』を撰集資料とすると考えられる和歌については、三十八番歌・五十番歌・百十七番歌の三首は同歌合以外に他出が確認できず、二十番歌は『現存和歌六帖』（567）、百一十番歌は『万代集』（巻六・冬・1293）・『夫木抄』（巻二十・雑・835<sup>4</sup>）に入集するが、詞書の異同からそれらの資料からの採歌は想定し難い。

建保四年閏六月九日哥合春二首の中

青柳のはるのけしきもたをやめのかさしの玉の露そみた  
る、  
（峯殿詠哥集・春・20）

（やなぎ）

入道前撰政

あをやぎのはるのけしきもたをやめのかさしのたまのつ  
ゆぞみだるる  
（現存和歌六帖・567）

建保四年閏六月十首哥合冬二首の中

木からしもしくれもしらしいほえさす神なひ山のとときは  
木のかげ  
（峯殿詠哥集・冬・101）

建保内裏百番歌合の歌

入道前撰政左大臣

こがらしもしくれもしらじいほえさす神なびやまのとき  
は木のかげ  
（万代集・巻六・冬・1293）

御集、万代

光明峯寺入道前撰政

木枯もしぐれもしらじいほえさす神なび山のとときは木の  
かけ  
（夫木抄・巻二十・雑二・835<sup>4</sup>）

また、『建保五年九月右大臣家歌合』を撰集資料とすると考えられる和歌についても、百四十二番歌・百六十一番歌の二首は同歌合以外に他出の確認が出来ず、百八十九番歌は『続拾遺集』（巻九・羈旅・70）にも入集するが、やはり、詞書の異同から『続拾遺集』からの採歌は想定し難い。

新後撰 建保五年九月家哥合に羈中松風

天のはらひもゆふしほのから衣はるくきぬるうらの松風  
（峯殿詠哥集・雑・189）

家歌合に、羈中松風 光明峯寺入道前撰政左大臣

あまのはら日も夕しほのから衣はるるきぬるうらの松  
かせ  
（続拾遺集・巻九・羈旅・701）

『峯殿詠哥集』には、奥書・識語の類は一切記されず、撰集事情を伝える記録等の資料も現時点では見出せていない。また、成立に関わる内部徴証にも乏しく、成立時期についても撰集資料と目される歌集のうち最も降る『新統古今集』の成立時である永享十一年(1439)六月二十七日以降、随心院本の書写年代と推定される江戸前期頃までの間というような漠然とした期間が想定されるのみである。その詳細を窺うには関連資料の出現を俟たなければならぬが、道家の集を撰し伝領することの意義と現在のところ唯一の伝本が随心院に伝領される点を重視するのならば、随心院、或いは九条家の周辺で撰集され、随心院に伝領されたと推測することも、その蓋然性は高いように思われる。

随心院は、東密小野流の祖、仁海を開基と伝える真言宗の古刹である。後堀河天皇より門跡号が与えられ、一条実経男の静厳(寛元元年<sup>1243</sup>—永仁七年<sup>1299</sup>・五十七歳)の入室以降、撰家(一条家・二条家・九条家)子弟の入室する所謂撰家門跡として、鎌倉期から室町期を通しては一条家(二条家)と、室町末以降は九条家と深い関係を保って来た。

南北朝期には、九条道家の「終老地」(九条家文書5-1)<sup>1)</sup>として建立された光明峯寺と光明峯寺領小塩荘(山城国乙訓郡)

を統括する寺務職についており(随心院文書1-5-13等、同1-4-5)<sup>2)</sup>、宗教的・経済的側面においても光明峯寺と共に九条流諸家にとつて重要な寺院であった。<sup>3)</sup>

室町後期に至り応仁の乱の戦禍を蒙り寺域を焼失するが、慶長四年(1599)、時の門跡であった九条兼孝男の増孝(天正十七年<sup>1589</sup>—寛永二十一年(正保元年)1644・五十六歳)の尽力により現在の小野の地に再建された(義演准后日記・慶長四年正月二十三日条等)。

室町末江戸初の九条家当主である九条兼孝(天文二十二年<sup>1553</sup>—寛永十二年<sup>1636</sup>・八十四歳)により記された次の記事は、九条家・道家・随心院・光明峯寺領小塩荘を結ぶ同時期の状況をよく反映すると思われる。

去年冬随心院事相逢淵底候、先祖光明峯寺殿被帰真言宗、小野六流之内伝受随心院法流、則於東寺被遂灌頂、其以後隠居料内小塩荘、為門跡領被定住持候、其仁躰者、代々家門息にて候、若実子無之時者、一紋中之息以之為猶子、……(以下略)

(九条家文書一〇二二号「九条兼孝書状案」)<sup>4)</sup> 九条家の祖である道家が随心院の法流に帰したこと、小塩荘が門跡領であること、代々門跡を輩出していたことが、兼孝が随心院と小塩荘に関わる理由として挙げられるが、また同時に、翻つて見れば、随心院側にとつても、道家は九条家との関係の上で自身のアイデンティティーを語るのに重要な人

物であったと言える。随心院に道家の集が伝わるのも故なしとはしないのである。

慶長の復興以降は、歴代門跡によつて寺域の整備と共に真言聖教類の拡充が進められたようであり、現在、随心院には、増孝・栄厳（元和八年1622—寛文四年1664・四十三歳 九条幸家男・俊海（寛永七年1630—天和二年1662・三十三歳 鷹司教平男・九条兼晴弟）の三代によつて書写された聖教類が数多く伝来している。また、別稿に示したように、九条兼孝・幸家（天正十四年1586—寛文五年1665・八十歳）父子により、増孝・栄厳へと呈されたと推測される歌書類を伝来しており、『峯殿詠哥集』も、そうした九条家との関わりの中で随心院に伝えられたのではないかと思われるのである。

注

- (1) 井上宗雄・田村柳菴氏編『中世百首歌 一』（古典文庫 昭58・9）に翻刻と解題が備わり、新編国歌大観にも所収される。
- (2) 随心院所蔵の典籍・書類については、長岡京市役所秘書広報課市史編さん係「随心院文書調査の概要」（平3・6）、京都府立総合資料館歴史資料課「随心院文書編年目録・随心院記録編年目録」（資料館紀要22 平6・3）があり、『長岡京市史 資料編 二』（長岡京市役所 平4・3）に、随心院文書（一部）の写真の掲載と翻刻がある。また、蓮生善隆氏監修・随心院聖教類総合調査団編『随心院聖教類の研究』（汲古書院 平7・5）には、悉皆調査を踏まえた報告がある。

(3) 三村晃功氏『中世私撰集の研究』（和泉書院 昭60・5）、同『中世類題集の研究』（和泉書院 平6・1）参照。

(4) 『圖書寮叢刊 九条家文書 一』（昭46・3）十七頁。

(5) 『長岡京市史 資料編 二』（二五二・二五三頁）。

(6) 『長岡京市史 本文編 一』（長岡京市役所 平8・3）には、「九条家・一条家（本家）—光明筆寺（寺家）—随心院（寺務）」という重層的な支配体系が出来ていた（同書十三頁）との指摘もある。なお、小塩荘も他の荘園と違わず、時代を追ってその帰属が移り、それに従い頻繁に訴訟が起こされている。なお、一条家・九条家と随心院・小塩荘の歴史については、先記の『長岡京市史 本文編 一』に詳しい。

(7) 飯倉晴武氏「九条家領の成立と道家惣処分状について」（『日本中世の政治と史料』吉川弘文館 平15・6）により、道家没後の九条家領の成立をめぐる道家の意向の伝達について資料が整理されている。

(8) 道家と真言密教の関わりについては、松本郁代氏「九条道家と真言密教—慧日山における撰閲家の宗教構想—」（年報中世史研究27 平14・5）により、その実像が追求されているが、兼孝書状における理解としてはこのようになろう。

(9) 拙稿「随心院門跡と歌書」（『伊井春樹先生退官記念論文集（仮題）』（和泉書院 平16 刊行予定）。

〔付記〕貴重な典籍・書類の調査と翻刻紹介をお許し頂きました随心院当局、執事・龜谷英央師、龜谷壽一師、またお世話になりました随心院の皆様に感謝申し上げます。

Web公開に際し、画像は省略しました

図1 随心院蔵『峯殿詠哥集』表紙

Web公開に際し、画像は省略しました

図2 同巻首（墨付2丁表）

随心院蔵『峯殿詠哥集』翻刻

【凡例】

- ・ 随心院蔵『峯殿詠哥集』（第155函11号）を底本として、原本に忠実な翻刻を心がけた。
- ・ 行移りは底本のままとし、改丁箇所は、「（1丁表）のように丁数を示した。
- ・ 便宜上和歌の頭に番号を付した。

web公開に際し、翻刻は省略しました

(うんの・けいすけ 本学大学院助手)